

箕面市 GIS サーバー及びソフトウェア更新業務委託

## 一般競争入札説明書

(総合評価落札方式・入札後資格確認型)

平成30年10月19日

本説明書は、箕面市 GIS サーバ<sup>※</sup>及びソフトウェア更新業務委託（以下「本業務委託」という。）にかかると一般競争入札に参加しようとする者に対し、入札の方法その他入札の参加に必要な手続等を説明するものである。

## 1. 入札に付する事項

本業務委託は、以下の（１）から（５）の業務を合わせた業務委託であり、契約については（１）から（４）までの４業務を一括して締結するものとする。又保守業務の業務（５）については次年度の年度当初に別途締結するものとする。ただし、諸般の事情により変更することが妥当であると市が判断した場合には、受託者と協議のうえ決定するものとする。

入札方式は、総合評価落札方式による一般競争入札とし、競争入札の参加資格は、開札後に落札の候補者に必要書類の提出を求め、資格を確認する入札後資格確認型とする。

なお、本入札にあたっては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）その他関係法令に則ること。また、本市契約規則その他本市の条例、規則等の規定を遵守すること。

### （１）上下水道管路管理システム更新業務（以下「業務（１）」という。）

- ① 契約期間 契約の締結日から平成３１年３月３１日まで
- ② 業務内容 OS サポート終了に伴う上下水道管路管理システムソフト等の更新に関すること。  
※ 別添「業務（１）委託仕様書」を参照のこと。
- ③ 履行場所 箕面市上下水道局水道工務室
- ④ 参考価格 ５，２１３，０００円（水道管路管理システム）  
（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を除く。）
- ⑤ 参考価格 ４，２４３，０００円（下水管路管理システム）  
（消費税等を除く。）

### （２）道路台帳管理システム更新業務（以下「業務（２）」という。）

- ① 契約期間 契約の締結日から平成３１年３月３１日まで
- ② 業務内容 OS サポート終了に伴う道路管理台帳システムソフト等の更新に関すること。  
※ 別添「業務（２）委託仕様書」を参照のこと。
- ③ 履行場所 箕面市みどりまちづくり部道路管理室
- ④ 参考価格 ２，５２８，８００円（消費税等を除く。）

### （３）公有財産管理台帳システム更新業務（以下「業務（３）」という。）

- ① 契約期間 契約の締結日から平成３１年３月３１日まで
- ② 業務内容 サーバ機器の切替と OS サポート終了に伴う公有財産管理台帳システムソフト等の更新に関すること。  
※ 別添「業務（３）委託仕様書」を参照のこと。
- ③ 履行場所 箕面市総務部情報政策室

- ④ 参考価格 1,015,400円(消費税等を除く。)
- (4) 統合型GISシステム更新業務(以下「業務(4)」という。)
  - ① 契約期間 契約の締結日から平成31年3月31日まで
  - ② 業務内容 サーバー機器の切替とOSサポート終了に伴う統合型GISシステムソフト等の更新に関する事。  
※ 別添「業務(4)委託仕様書」を参照のこと。
  - ③ 履行場所 箕面市総務部情報政策室
  - ④ 参考価格 16,320,800円(消費税等を除く。)
- (5) 箕面市GISシステム保守業務(以下「業務(5)」という。)
  - ① 契約期間(予定) 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
  - ② 業務内容 本システム本稼働後、平成36年3月31日までの箕面市GISシステム全体の保守に関する事。
  - ③ 履行場所 箕面市上下水道局
  - ④ 参考価格 11,080,000円(消費税等を除く。)  
内訳:2,216,000円(年)×5年間

## (6) 予定価格

予定価格は、業務(1)から業務(5)の参考価格の総額とする。

また、その内訳は業務(1)から業務(5)の各参考価格を超えない額とする。

## 2. 入札参加資格

本入札に参加する者(以下「入札者」という。)は、次に掲げる条件を全て満たした者でなければならない。

条件の確認は、入札日を基準として行う。ただし、入札日から落札決定の日までの間に条件を満たさなくなった者は、入札参加資格がないものとする。

- (1) 令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者(当該事実と同一の事由により箕面市競争入札参加者指名停止要綱(平成8年箕面市訓令第2号)に基づく指名停止を受けている者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 引き続き二年以上その営業を行っていること。
- (4) 法人税、所得税、事業税、市民税及び消費税を納付していること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立てをしていない者又は同条第2項の規定による更生手続き開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第199条又は第200条の規定により更生計画が認可された者については、更生手続き開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続き開始又は

更生手続開始の決定後、新たに箕面市競争入札参加資格審査の申請を行い、資格要件を有すると認められた者は除く。

- (7) 本入札の公告日から入札日までの間において、箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成8年箕面市訓令第2号）に基づく指名停止又は箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱（昭和62年9月1日施行）に基づく指名除外（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。
- (8) 入札参加における提出書類の内容を誠実に履行できる者であること。
- (9) 業務開始日までに本サービスの習熟度を深め、当該業務の迅速かつ安全な履行を確保できる者であること。

### 3. 入札事務の担当部署

〒562-0003

箕面市西小路三丁目1番8号

箕面市上下水道局経営企画室（箕面市上下水局庁舎2階）

電話番号 072-724-6755

※ 入札説明書等の資料は、市ホームページから入札者が取得するものとし、印刷物での配布は行わない。また、入札方法、入札参加資格、仕様内容等に対する質問は、原則としてメールで質問書を受け付けるものとする。

### 4. 入札の方法

#### (1) 入札書（様式1）

入札者は、「入札書」（様式1）に入札価格（消費税等を除く。）を業務（1）から業務（5）の総額で記載の上、記名・押印して、提出しなければならない。

#### (2) 積算内訳書（様式2）

業務（1）から業務（5）の業務ごとの入札価格の内訳（消費税等を除く。）を記載のうえ提出しなければならない。

#### (3) 提案書（様式3～様式20）

入札者は、価格以外の評価項目の評価に必要な書類（以下「提案書」という。様式3～20）に必要な事項を記載し、記名・押印のうえ提出しなければならない。

#### (4) 提案書関連書類

入札者は、提案書に必要な資料を添付しなければならない。

#### (5) 注意事項及び禁止事項

- ① 入札書及び提案書は、法務局又は市町村に登録された名称及び印鑑をもって記名・押印のうえ提出しなければならない。ただし、当該名称で当該印鑑を押印した委任状を添付のうえ、当該受任者が提出した場合は、この限りではない。
- ② 契約規則に規定する有資格者として名簿に登録されている者（以下「有資格者」という。）である受任者は、上記の定めにかかわらず、当該受任者の名称及び印鑑をもって記名・押印のうえ提出することができる。
- ③ 入札者は、提出した入札書、提案書の書き換え、差し換え又は撤回をすることができない。ただし、錯誤等によるものとして市が認めた場合は、この限りで

はない。

## 5. 落札者の決定基準

### (1) 配点

落札者の決定は、価格に関する評価点及び価格以外に関する評価点により行い、価格に関する評価に100点を、価格以外に関する評価に200点を配点する。

### (2) 価格に関する評価

別紙「落札者決定基準」(資料1)の「I. 入札金額に関する評価点の算出方法」に基づき点数化する。

### (3) 価格以外に関する評価

別紙「落札者決定基準」(資料1)の「II. 入札金額以外に関する評価項目」に基づき点数化する。

### (4) 特定提案等

特定提案等については、以下の特定テーマに係る提案内容について評価を実施する。

- ①システム運用上のサポート体制
- ②データのバックアップ体制
- ③システム運用上のセキュリティ対策
- ④システムの将来的な拡張性

### (5) その他

提出された書類等において、業務の履行内容その他市が必要と認めた事項については、記載内容の聞き取り、証明書類等の提出を求めるときがある。当該請求に応じないときは、入札を無効とする。

## 6. 質問書に関する事項

(1) 公告、入札説明書、仕様書等関係書類に関して質問がある場合は、質問書(様式21)に必要事項を記入の上、メールで送信すること。

(2) 質問書の提出期限：平成30年10月26日(金)午後3時まで(必着)

(3) 送信先アドレス：[dourokanri@maple.city.minoh.lg.jp](mailto:dourokanri@maple.city.minoh.lg.jp)

メール件名は「箕面市GISサーバ及びソフトウェア更新業務委託入札質問書(業者名)」とし、宛先担当部署は箕面市みどりまちづくり部道路管理室(TEL: 072-724-6748)とする。

(4) 質問及び回答は、市のホームページに掲載する。

## 7. 入札に必要な書類及び提出の場所・日時・方法等

(1) 入札にあたり提出する書類(以下「入札書等」という。)

- ① 入札書(様式1)
- ② 積算内訳書(様式2)
- ③ 提案書(様式3～様式20)

(2) 入札書等の提出場所

箕面市上下水道局庁舎 2階 上下水道局経営企画室

(3) 入札書等の提出日時

平成30年11月 9日(3週間後) (金) 午前9時から午後5時まで

(4) 入札書等の提出方法

下記の要領で作成し、必ず持参すること。

① 入札書(様式1)及び積算内訳書(様式2)

入札書及び内訳書は、封筒に密封し、封筒の表に業者名及び件名「箕面市 GIS サーバー及びソフトウェア更新業務委託入札書」と朱書して、1部提出する。

② 提案書(様式3～様式19)

ア 提出部数 7部(正本1部、副本6部)

イ 提案書は、正本・副本とも、提案書様式一覧を表紙として、提出書類一覧チェックリスト(様式3)のチェック欄を必ずチェックし、提出様式ごとにタックインデックス等のラベルを添付した上で、それぞれファイル等に綴じ込み提出すること。

ただし、特定提案等(様式20)における課題作品については、カラー印刷し、綴じ込まずに別途提出すること。

(5) 入札書等の作成に要する費用は、入札者の負担とする。

(6) 開札に立会を希望する場合は申し出ること。

開札予定日時：平成30年11月 9日(3週間後) (金) 午後5時

開札予定場所：箕面市上下水道局庁舎 2階 特別会議室

① 開札立会参加申込書(様式22)に必要な事項を記入の上メールで送信すること。

② 申込期限：平成30年11月 5日(2週間後) (月) 正午まで(必着)

③ 送信先アドレス：[dourokanri@maple.city.minoh.lg.jp](mailto:dourokanri@maple.city.minoh.lg.jp)

メール件名は「開札立会参加申込書(入札者名)」とし、宛先担当部署は箕面市みどりまちづくり部道路管理室(TEL：072-724-6748)とする。

## 8. 落札者の決定方法

(1) 入札者の評価は、「5. 落札者の決定基準」に基づき、入札価格に関する評価の点数及び入札価格以外の項目に関する評価の点数の合計(以下「総合評価値」という。)により行う。

(2) 前記の評価の結果、入札書に記載された入札価格が、業務(1)から、業務(5)それぞれの参考価格以下である者のうち、総合評価値が最も高い入札者を落札の候補者とし、総合評価値が2番目に高い入札者を補欠とする。

(3) 落札の候補者に、競争入札参加資格確認申請書(様式23)及び競争入札参加資格の確認に必要な資料(以下これらを「申請書等」という。)の提出を求め、当該申請書等の内容を確認の上、落札者とするか、又はしないかを決定する。

(4) 前記の確認の結果、落札者としないと決定した場合は、補欠の候補者について、同様の確認を行い、落札者とするか、又はしないかを決定する。

(5) 落札者の発表は、入札後2週間を目途とし、当該落札者に通知するとともに、市ホームページ上に掲載する。

- (6) 落札価格は、落札者が入札書に記載した入札価格に、当該価格に対する消費税等に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を加算した額とする。ただし、委託料の支払いに当たっては、積算内訳書に記載された、各業務ごとの単価に実際の消費税等を乗じて得た額(消費税等を別途加算)を各業務の終了後に支払う。

## 9. 申請書等の提出

落札の候補者は、箕面市からの通知に従い、箕面市の指定する期日までに、以下のとおり申請書等を提出しなければならない。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書（様式23）

- (2) 競争入札参加資格の確認に必要な資料

- ① 登記簿謄本（法人）
- ② 印鑑証明書 ※写し不可、原本添付
- ③ 法人税・所得税・消費税の納税証明書
- ④ 事業税の納税証明書
- ⑤ 市町村民税の納税証明書※箕面市内に本店がある場合
- ⑥ 許可・登録・認可証明書 ※申請業務に必要な場合
- ⑦ 技術者経歴書 ※申請業務に必要な資格者
- ⑧ 業者カード・契約実績一覧表
- ⑨ 電算入力票
- ⑩ 委任状 ※支店等が契約先となる場合
- ⑪ 誓約書（暴力団員不当行為防止）

- (3) 有資格者は、上記（2）の書類は省略することができる。

- (4) 提出方法は、持参又は郵送による。

- (5) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- (6) 提出された申請書等は、返却しない。

- (7) 競争入札資格の確認のため、申請書等の内容確認や追加資料の要求等の指示をする場合がある。

- (8) 提出期限内に提出しないとき又は前記の指示に従わないときは、当該落札の候補者の決定を取り消すことがある。

## 10. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 免除する。

- (2) 契約の締結に際しては、契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付を必要とする。ただし、履行保証保険証券または公共工事履行保証証券の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

## 11. 契約書の作成

- (1) 契約書は、箕面市（企業管理者）の指定する様式（資料2）とする。

(2) 契約書の作成に要する経費は、落札者の負担とする。

## 12. 入札の無効

以下に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者のした入札
- (2) 入札者の記名・押印のない入札又は記入事項の判読できない入札
- (3) 入札価格を改ざん又は訂正した入札
- (4) 記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札
- (5) 指定の日時まで提出又は到達しなかった入札
- (6) 本入札において、入札者又はその代理人が二以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (7) 本入札において、入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その全部の入札
- (8) 入札に関する事項を記載せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (9) 委任状の提出のない代理人のした入札
- (10) 予定価格の内訳である業務(1)から業務(5)の各参考価格を超過した金額を記載した入札
- (11) 入札談合に関する情報があった場合において、不正のない旨の誓約書の提出を求めたにもかかわらず、当該誓約書の提出をしない者のした入札
- (12) 入札公告又は入札説明書に定める入札方法によらない入札
- (13) 申請書等及び入札書等に虚偽の記載をした者による入札
- (14) 申請書等の提出を求められたにもかかわらず、当該申請書等を提出しない者又は資格確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない者のした入札
- (15) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

## 13. 長期継続契約 「業務(5)のみ」

本入札は、箕面市長期継続契約に関する条例(平成21年箕面市条例第44号)に基づく長期継続契約に係る入札であり、契約期間は5年とするが、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約を変更又は解除することがある。

## 14. 調達手続の延期又は中止等に関する事項

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- (1) 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- (2) 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- (3) 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき



## 15. その他

- (1) 提出された書類は、一切返却しない。
- (2) 入札者の名称及び評価点は、市ホームページ等で公表する。
- (3) 消費税等について法改正その他国による制度の変更があった場合、契約金額その他の取扱いについては、法改正その他の制度に基づき、定めるものとする。
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。